

令和 7 年 1 月 1 日 開会
令和 7 年 1 月 12 日 閉会

令 和 7 年
第 4 回 定 例 会 会 議 錄
(2 日 目)

小 豆 島 町 議 会

開議 午後 1 時27分

○議長（谷 康男君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

昨日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

本日の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

本日の欠席届出議員は5番羽田議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。（午後 1 時28分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1、教育民生常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行い、教育民生常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された議案について議案第84号と議案第85号は1議案ずつ、議案第90号と議案第91号は一括して討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第1、教育民生常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。教育民生常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された議案について議案第84号と議案第85号は1議案ずつ、議案第90号と議案第91号は一括して討論、採決を行いたいと思います。

~~~~~

日程第1 議案第84号、85号、90号、91号に対する教育民生常任委員会審査報告について

○議長（谷 康男君） それでは、日程第1、議案第84号から議案第91号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。三木委員長。

○教育民生常任委員長（三木 卓君） 令和7年12月12日。小豆島町議会議長谷康男殿。  
教育民生常任委員会委員長三木卓。

委員会審査報告書。

本委員会は、12月11日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

1. 委員会開催年月日。令和7年12月11日。

2. 審査の経過。議案については、担当課の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第84号小豆島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第85号小豆島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第90号小豆島町准看護師修学資金貸付条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第91号小豆島町奨学資金貸付制度等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。以上です。

○議長（谷 康男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第84号、85号、90号、91号に対する討論及び採決

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、議案第84号から議案第91号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第84号小豆島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第84号小豆島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について反対の立場で討論を行います。

本条例は、いわゆることども誰でも通園の来年4月実施に向けたものです。その理念は否定するものではありません。しかし、国が示している内容も本議案もこの理念を実現し得るものではないと考えます。

第1に、保育の質を下げ、子供の安全を脅かすことにつながりかねないからです。保育で一番重要なことは子供の命と安全を守ることですが、ことども誰でも通園制度の利用は事業者との直接契約です。預ける園、曜日、時間を決めて定期的に利用する方式だけでなく、スマートフォンのアプリで空き状況を見て、その都度空いている園、時間にスマホから直接申し込む方式が考えられています。それで子供や保育の安全が担保できるのでしょうか。利用に当たって事前面接もできるとしていますが、推奨はされていません。また、面接の実施などに対する施設側への補償もありません。町が責任を持ち利用する乳児の安全を守る制度とすべきです。

第2は、子供の成長過程に応じた保育の専門性、重要性を軽視している点です。保育園、幼稚園は、子供が初めて社会生活を体験する場であり、成長過程に応じた発達を保障するための場です。現在示されている内容では、保育と言えるのでしょうか。月10時間までの預かりでは保育者と乳児の関わりがあまりに薄く、保護者のリフレッシュにはなりますが、それは一時保育事業で十分その意義を果たせます。短い預かり時間では、通常の保育で行われている子供の発達保障まで行うことはできません。また、人見知りの時期の乳幼児を事前面談もなく単発的に数時間預けることは、子供にとっては大きなストレスであり、通常保育児への影響も懸念されます。

第3に、親の就労にかかわらず全ての子供の育ちを支援すると言うならば、親がどれだけ働いているかなどで対象を絞る保育の必要性の要件を見直して、希望する全ての子供たちに質の確保された保育を保障し提供することこそ、真にことどもまんなかの児童福祉施策と考えます。保育の実施主体は町であり、子供の命と発達保障の権利を守る責任は町にあります。自治体の立場で実情を伝え、保育士の待遇改善と配置基準の向上などを国に求めて要望すべきだと考えます。以上のことからこの条例に反対をいたします。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第84号に賛成の立場で討論を行います。

議案第84号は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、全ての子供の育ちを応援し子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する目的で創設され、令和8年4月から全国全ての自治体でスタートする乳児等通園支援事業、いわゆることども誰でも通園

制度であります。この事業を実施するに当たり、市町村が運営する施設において設備及び運営に関する基準を、国の定める基準を参考して、条例で定めることとされていることから提案された条例です。小豆島町の子供たちが、この制度を利用できないということにならないように準備を進めていく必要があると考えますので、議案第84号に賛成します。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第84号小豆島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については委員長報告のとおり可決することに決定されました。

次、議案第85号小豆島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第85号小豆島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について反対の立場で討論を行います。

理由については、先ほどの議案第84号で述べた中身と一緒にありますので、繰り返すことはいたしません。今ある一時預かりの制度など、それを拡充することでこどもまんなか、こども誰でも通園の、そういう中身はできると思っておりますので、反対をいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 1番大下です。私は、議案第85号について賛成の立場で討論を行います。

議案第85号は、先ほどの議案第84号と同様、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度を実施する事業者が、小豆島町の子供たちにこの制度を提供できるよう準備を進めています。

く必要があると考えますので、議案第85号に賛成します。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第85号小豆島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については委員長報告のとおり可決することに決定されました。

次に、議案第90号小豆島町准看護師修学資金貸付条例について及び議案第91号小豆島町奨学資金貸付制度等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、これから一括して討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番安井議員。

○12番（安井信之君） 私は、議案90号、議案91号に対して反対の立場で討論します。

1つ目の、以前の制度から望む者が奨学金を受けられるようになり、教育委員会所管分の返還免除要件が8年から5年となり、改正時には以前より利用者には良くなつた制度がありました。また、返還免除要件を5年から10年となることで、スキルアップの試みが消極的になるおそれがあります。また、町から国の制度になることで、使い勝手が悪くなるおそれがあります。また、国の制度では所得要件等があり、利用者が使い勝手の悪い制度であります。今回の条例は、ほかに類の見ない画期的な子育て施策から就業を目的とした施策で、大きく子育て応援施策の後退を意味するものでありますから、私は反対いたします。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） 私は、議案90号、議案91号に対して賛成の立場で討論を行います。

今回の奨学資金貸付制度の見直しによる条例の廃止、制定は、借りた奨学金に対し、小豆島町に居住し小豆郡内で就業した方に返還した金額を補助する奨学金返還支援制度を創

設するためのものです。これまでのようすに、5年間継続して住み続け、また働き続けないと返還免除にならないといった縛りがないことから、移住された方のみならず、小豆島町出身で奨学金返還中の人们にも恩恵があり、Uターンのきっかけにもなり、人材確保につながる制度であることから、議案第90号及び議案第91号に賛成いたします。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案90号及び議案91号に対して反対の立場で討論を行います。

現行の奨学金制度は、当初旧内海町時代に月1万5千円の貸付けから始まり、当初は役場での手渡しとなっていました。その後、町民の要望に応えて振込になり、金額も増えていった、そういう歴史があります。小豆島町になり、さらに拡充し、保健医療福祉職修学資金制度ができると、町民の声に応えて、進学を希望し学びたいという子供たちがお金の心配なく学べるようにと続けられてきました。また、条件を満たせば返還が免除になる制度であり、多くの子供たち、保護者が助けられてきた制度だと思います。多くの利用者は、成績要件もなく無利子の町の奨学金があってよかったですと、助けられたと、次世代の子供たちのためにときちんと返還をされていると思います。この間の不況、物価高騰の中、一部滞納が増えているとのことで職員の方は大変苦労されていることは承知しています。しかし、その上で町の対応がどうだったのか、特別の手立てが取られているのかが問われているのではないでしょうか。また、今利用している町民や将来利用を考えている子供や保護者の声や意見も十分に聞けているのでしょうか。小豆島の子供たちは高校卒業後、島を出なければ、上の学校に行くには、島を出て上の学校に行かなければなりません。その経済的負担は大きなものがあります。同じ島の中で、土庄町には町の奨学金があるのに我が町はないというのは大変残念なことではないでしょうか。私は、この制度は町独自の誇るべき制度であり、子供たちの支援のためにもなくすべきではないと考えます。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 1番大下です。私は、議案第90号、議案第91号に賛成の立場で討論を行います。

日本学生支援機構の奨学金には、無利子の第1種奨学金と有利子の第2種奨学金があり、この2つの奨学金は併用できること、第2種奨学金は12万円まで借りることができます。日本学生支援機構で借りることができない准看護師の修学資金についても、町での貸付けを引き続き行うことにな

っています。また、町の奨学金の財源は貴重な税金であることは申すまでもありません。今回の見直しで、小豆島町に居住し働いている方が前年度に返還した金額を補助する制度へと変更することにより、U I J ターンのきっかけになり、人材確保が期待できることから、議案第90号及び第91号に賛成します。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから一括して採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号及び議案第91号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第90号小豆島町准看護師修学資金貸付条例について及び議案第91号小豆島町奨学資金貸付制度等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については委員長報告のとおり可決することに決定されました。

~~~~~

日程第3 閉会中の継続調査の申し出について

日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第3から日程第5、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和7年第4回小豆島町議会定例会を閉会します。  
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後1時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員